

情報提供

那医発第 548 号
令和 8 年 1 月 23 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



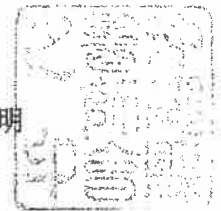
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1358 号
令和 8 年 1 月 16 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについての通知となっております。

令和 7 年 12 月 19 日付け沖医発第 1248 号「検査料の点数の取扱いについて」により、検査料の点数の取扱いに関するご連絡を申し上げたところです。

今般、当該通知について、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり一部訂正の事務連絡が発出されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「検査料の点数の取扱いについて」に掲載しております訂正前の通知につきましては、訂正後の通知と差し替えさせていただきます旨、申し添えます。

記

- 「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて
(令和 8 年 1 月 7 日 (日医発第 1602 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1602号（保険）

令和 8 年 1 月 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公 印 省 略）

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

令和 7 年 12 月 11 日付け日医発第 1478 号「検査料の点数の取扱いについて」により、検査料の点数の取扱いに関するご連絡申し上げたところです。

今般、当該通知について、厚生労働省保険局医療課より添付のとおり一部訂正の事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「検査料の点数の取扱いについて」に掲載しております訂正前の通知につきましては、訂正後の通知と差し替えさせていただきます旨、申し添えます。

（添付資料）

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

（R7. 12. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

令和 7 年 11 月 28 日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あてに発出した「検査料の点数の取扱いについて（保医発 1128 第 3 号）」について、次ページのとおり訂正がございました。つきましては、別紙のとおり、訂正後の通知をお送りいたしますので、差し替えをお願いいたします。

(誤)

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (32) <u>抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)</u> を目的として、ELISA 法により測定した場合に、 <u>それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (新設)

し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 D 0 1 5～D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （1）～（40） （略） <u>（41） RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ 1 歳未満の乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</u> D 0 2 3－2～D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 14 部 （略） 第 3 章 （略）	D 0 1 5～D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （1）～（40） （略） （新設） D 0 2 3－2～D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 3 節・第 4 節 （略） 第 4 部～第 14 部 （略） 第 3 章 （略）
---	--

(正)

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (32) <u>抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (新設)

<u>し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> D 0 1 5 ～ D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （１）～（４０） （略） <u>（４１） RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「６」の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ １歳未満の乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</u> D 0 2 3 － 2 ～ D 0 2 5 （略） 第２款 （略） 第３節・第４節 （略） 第４部～第１４部 （略） 第３章 （略）	D 0 1 5 ～ D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （１）～（４０） （略） （新設） D 0 2 3 － 2 ～ D 0 2 5 （略） 第２款 （略） 第３節・第４節 （略） 第４部～第１４部 （略） 第３章 （略）
--	--

保医発 1128 第 3 号
令和 7 年 11 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 12 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4（31）の次に次を加える。

（32） 抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2 回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(40)の次に次を加える。

(41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合には、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (32) <u>抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(31) (略) (新設)

<u>し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> D 0 1 5 ～ D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （１）～（４０） （略） <u>（４１） RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「６」の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ １歳未満の乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</u> D 0 2 3 － 2 ～ D 0 2 5 （略） 第２款 （略） 第３節・第４節 （略） 第４部～第１４部 （略） 第３章 （略）	D 0 1 5 ～ D 0 2 2 （略） D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 （１）～（４０） （略） （新設） D 0 2 3 － 2 ～ D 0 2 5 （略） 第２款 （略） 第３節・第４節 （略） 第４部～第１４部 （略） 第３章 （略）
--	--